

秦野市伊勢原市環境衛生組合契約、財産及び施設に関する条例

(昭和45年3月31日 条例第2号)

改正 昭和46年3月26日 条例第1号
昭和50年3月29日 条例第3号
平成18年3月31日 条例第3号
平成21年10月13日 条例第4号
平成24年10月15日 条例第1号

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、秦野市の例による。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約については、秦野市の例による。

(財産の交換、譲与、無償貸与等)

第3条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、秦野市の例による。

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用及び廃止)

第4条 秦野斎場については、5年を超えて独占的利用をさせる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならないものとし、その廃止に当たっては、同法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 秦野市伊勢原町清掃組合財産及び営造物条例(昭和36年秦野市伊勢原町清掃組合条例第8号)は、廃止する。
- 3 秦野市伊勢原町清掃組合契約条例(昭和36年秦野市伊勢原町清掃組合条例第9号)は、廃止する。

附 則(昭和46年3月26日条例第1号)

この条例は、秦野市伊勢原市清掃組合規約を施行する日から施行する。

附 則(昭和50年3月29日条例第3号)

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月13日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月15日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。